

# 第10回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月26日(月)13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場南館3階会議室2
3. 出席委員 13人

会長 1番 内海 武博  
会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則  
委員 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則 7番 得納 逸二  
8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭 10番 荻田 光  
11番 岡田 典子 12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子  
14番 島津 健治

## 農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 4番 上野 悟
5. 議事録署名委員の指名 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭
6. 議事日程

### 第1 付議事項

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について(8件56筆)  
議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件3筆)  
議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について(6件11筆)  
議案第62号 非農地証明申請について(2件2筆)  
議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画について(利用権設定)

### 第2 協議事項

(1) 下限面積(別段の面積)の設定について

### 第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について  
(2) 農地法第3条の3第1項の規定届出について  
(3) 農業相談について

### 第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 飯塚安生・主任 澤井唯華
8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし
9. 傍聴者 なし

## 10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会) 13時30分

事務局 それでは失礼いたします。定刻となりましたので総会の方開催させて頂きたいと思っております。開会にあたりまして、注意、連絡事項を申し上げます。総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードをお願いいたします。また、総会中に席を立たれるときは、議長の了解を得て退席の方をお願いいたします。それでは総会の開会にあたりまして会長の方からご挨拶の方お願いいたします。

会長

改めまして皆さんこんにちは。ご苦労さんでございます。今日、手元にコピーを2部ほどお渡ししていると思います。最初にこちらの方で、10/1に読売新聞に「コメ策況」101 というような記事にそれぞれの県の作況指数が書いてありました。米価下落の可能性とあります。それから2枚目、10/23に届いた全国農業新聞に「大量在庫の回避に向け決断」21年度産米で10万ha削減、50万tを減産したいというふうなことを目標にしたと。「深層」には、米価は底なし下落の恐れと書いてある。非常にショッキングな文章になっていました。作況101なら生産量は735万t、100なら728万tになる。作況101という読売新聞の記事で見たら、735万tになる。で、21年産を10万ha削減して697万tまで圧縮する。向こう2年で需要量が715万tから704万tまで減退を続けるのだから、在庫は膨らむばかり。米価は底なしの下落基調に陥る恐れがある。10万ha削減に生産者団体から、「こうなった厳しい状況を関係者すべてで共有すべき」との声が上がる一方、与党議員は「これが現実だよね。しっかり取り組まなければ」と冷静な反応を示している。という。またこの次がショックな話ですね。特別扱いは終わるのかということで、これはまた帰られたら読んで頂ければと思いますが、段々、我々を取り巻いている環境はですね、非常に厳しくなっているということは、まず間違いないだろうというふうに思われます。それからその下、クローズアップの方については、本年度の農林水産予算、概算要求と、色々書いてありますので、これもまた、少し知識として持っておられたらどうだろうかというふうに思います。それから一番左の端、農の雇用事業第4回募集を開始、期限が11月13日までというふうになっていますので、該当する方がありましたら、早めに申込応募されるということが必要かなというふうなことで持っていました。

それから先々月でしたか、道の駅のところの農地にホテルが建つというふうな話が出てましたよね。これも読売新聞ですけど、積水ハウスの社長が、京丹波のオープンの時の話として「旅行者が地域を渡り歩く拠点にしたい」というふうに述べたと。積水ハウスとマリオットは、道の駅に併設したホテルを25道府県で展開する計画、2025年までに、計3000室分を開業するというふうなことを積水ハウスの社長が談話として発表された。というようなこともこれもひとつ知識として入れておいていただけたらと思います。

今回もう一つ、10月の2日に私の知人がマダニに噛まれてまして、それこそ2、3日意識が遠のいて集中治療室に入ったと、大変なことになっておりました。我々やっぱり、百姓する中で、十二分に注意をする必要があるのかなと思った訳です。報道なんかでは聞いてましたけど、より身近な人がそうなりますとね、ほんとこれは大変やなというふうに思いましたね、今日話をさせて頂きました。森林組合の方が「獣道の近辺を歩くときには十分注意をしたがええよ」と。非常にやっぱりマダニが落ちると言いますか、生息しとるといような事を言われておりましたので、皆さん十二分に注意をされて、農作業に励んで頂ければというふうに思います。以上でございます。

議長

はい、それでは第10回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員

は 13 人です。欠席の報告は上野委員さんから出ております。

世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達して  
おりますので総会は成立をいたします。本日の総会の議事録署名は、8 番の宮  
丸委員さん、9 番の鈴木義昭委員さんをお願いします。よろしくお願いします。

(報告事項)

議長 はい、それでは付議事項に入る前に、他の権利設定の関係から「報告事項(1)  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集の 122 ページをお開きください。「報告事項(1) 農地法第 18  
条第 6 項の規定による通知について」です。いわゆる合意解約の届出になりま  
す。3 件あります。1 件目が■■■■さんと■■■■さんの案件ですが売買予定とい  
うことでこの後 3 条でも出てきますが解約をされました。それから、■■■■さ  
ん、■■■■■■■■■■の件については、機構を通しての契約に変えるということ  
で一旦合意解約をされました。それから、■■■■さんの機構の契約、耕作者は■■■■  
■■■■でしたが、自分で耕作されるということでこの度解除されております。  
報告につきましては以上です。

(付議事項)

(議案第 59 号)

議長 はい、それでは、議案第 59 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につい  
て」8 件 56 筆を議題とします。新型コロナ対応のため、推進委員さんは 1 名  
のみ入室していただき、事務局の説明及び推進委員からの報告を受け、案件ご  
とに質疑応答まで行いたいと思います。また待機場所が密となるため報告が終  
わられました推進委員はお帰り頂くこととなりますのでよろしくお願いします。

(議案第 59 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受入)	現地調査委員	現況地目	地籍
■■■■	■■■■	(渡) 高齢、遠方で管理 できない。 (受) 現在耕作中であり自 宅に近いため購入する。	行吉・勝見・黒木啓	畑 2 筆	372 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡) 財産処分 (受) 規模拡大	湯川・茶谷・是竹	田 1 筆	933 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡) 高齢で管理できない。 (受) 自宅に近いため購入 する。	是竹・堀田・湯川	田 2 筆 畑 2 筆	2,656 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■ ■■■■ ■■■■	(渡) 財産処分 (受) 経営規模拡大のため (新規法人設立)	亀田・正迫・上羽場	畑 36 筆	247,169 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡) 財産処分 (受) 所有地に隣接するた	真野・鍛冶谷・梅田	田 1 筆	729 m <sup>2</sup>

		め譲り受ける			
■■■■■ (地上権設定)	■■■■■	営農型太陽光発電を実施 するため、地上権設定を 行う。	中村・神尾・綿谷	田 1 筆	1,987 m <sup>2</sup>
■■■■■ (地上権設定)	■■■■■	営農型太陽光発電を実施 するため、地上権設定を 行う。	中村・神尾・綿谷	田 2 筆	2,627 m <sup>2</sup>
■■■■■	■■■■■	(渡) 高齢により管理で きない。 (受) 規模拡大	神尾・綿谷・中村	田 1 筆 畑 8 筆	8,484 m <sup>2</sup>

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。 (推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集の 1 ページをお開きください。議案第 59 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。1 件目です。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、ありがとうございました。1 件目について行先委員より報告をお願いします。

行先委員 推進委員の行先が報告します。■■■■■さん、■■■■■さんの件で、これは■■■■■さんから■■■■■さんへ所有権移転する件でございます。10月25日9時より、黒木委員、勝見委員の3名で現地確認を行いました。場所は■■■■■の■■■■■の方から来まして■■■■■があります。■■■■■を左に入るところにポリボックスがありますがその裏手になります。申請地は■■■■■さんがもう何十年も畑として耕作されています。今回、■■■■■さんから相談がありまして、所有権移転ということです。現地確認した結果は、前の畑で野菜、玉ねぎとか色々、作られており別段問題ないと思われまして、3人の意見で、問題ないということで結論が出ました。審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員さんの入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは 2 件目になります。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、2 件目について湯川委員さんより報告をお願いします。

湯川委員 はい、農地法第 3 条、現地確認のメンバー茶谷委員と是竹委員さんと 10 月 18 日の朝方行いました。これは全然問題はありません。この現場は、■■■■■の■■■■■の近くの信号を■■■■■の方に向かって■■■■■の■■■■■の北側の農道を行きまして、■■■■■の資材置き場の二つ目ぐらいの田圃 1 枚でございます。第 3 条に規定する条件に対しましては、

何ら問題ないと結論づけました。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは続いて3件目の説明をさせていただきます。(議案集により朗読説明。)この度、新規で取得されるということですが、お近くのお父さんが機械とかお持ちということであるので、■■■■さんの方がこちらの方で■■■■さんの家も取得されて、そこに住まわれて農地も管理されるということで、この度申請が出されております。事務局からの説明は以上です。

議長 はい、3件目については是竹委員さんから報告をお願いします。

是竹委員 はい、それでは報告いたします。10月18日(土)3名で現地確認いたしました。写真の方見て頂きたいんですが、14、15ページ、見て頂くとわかると思うんですけども15ページの写真に4カ所赤枠で囲ってあるところが今回の確認した農地になります。すでに■■■■さんの方がこれだけのことを管理されておりますので、引き続きそのまま管理されたらええんじゃないかと思っておりますので、なんら問題ないと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、推進委員の方からの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、2ページ目になります。4件目(議案集により朗読説明。)新規に法人設立され■■■■この法人で農地を取得して農業経営に入る申請が出されたものとなります。事務局からの説明は以上となります。

議長 はい、4件目について亀田委員さんより報告をお願いします。

亀田委員 はい、10月20日午後より、正迫、上羽場両委員と3名で現地確認を行いました。申請地はかなり広範囲なんですがほとんどの所で牧草を今も育てられているようで管理の方もきれいにされておりましたし、特に問題があるようには感じませんでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、10番荻田委員。

10番 はい、10番菰田です。あのこれだけの面積のところなんで新規法人設立するということで、営農計画等は出されているのでしょうか。

事務局 はい、よろしいですか。

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 はい、失礼します。■■■■の方から営農計画の方は提出されております。各種野菜を基本的には栽培する計画で出されておりますが、現在も■■■■からの契約で一部の所へ耕作中ということもあります。それはこの■■■■じゃなく、■■■■の関連する■■■■という所になるんですが、そちらの方が耕作されております。■■■■が、この度農地所有の各法人の権利を取得することと、農地を取得することで経営は■■■■の方が行い、作業の方は、作業委託も含めて現地の方は進めて行くというふうな営農計画が出されております。以上です。

議長 はい、はい10番さん。

10番 まあ、営農計画が出されとるということですが、それは適当ということですね。

事務局 はい、内容についてはそれでこちらの方で確認させてもらって、適切な内容であると確認をさせてもらっております。よろしいでしょうか。

議長 はい10番。

10番 10番菰田です。それと、このエリアで亀田さんの方から牧草を植えられているという形でお聞きして私もちょっと知ってるんですが、今、牧草を作られている方との話し合いといったものは出来ていらっしゃるのでしょうか。今まで営農されてた方なので、中々そこを明け渡すというようなことがどうなんだろうかという所をお聞きしたい。

議長 はい、それでは事務局お願いします。

事務局 はい、すみません。そのことにつきましても、事前に牧草等栽培されている方とも、お話をされておるということを聞いておりますので、調整をされるといふふうに確認をしております。どういうふうに調整されるかの最終的な結論までは聞いてないんですが、調整をするということを確認しておりますので、きちんとされるものだと思っております。

議長 よろしいですか。

議長 はい、他に質疑、意見ありませんでしょうか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集3ページをお開きください。5件目になります。(議案集により朗読説明。)譲受人の所有する農地と隣接するため、1枚の田に整備予定である確認をしております。

議長 はい、5件目について真野委員さんより報告をお願いします。

真野委員 はい、この財産処分についての場所なんですけども、10月24日8時に現地調査員の鍛冶谷調査員と梅田調査員3名で現地を確認しました。地図上で説明しますと、■■■■の事務所のちょうど前になるんですけども、国道■■■■号線に隣接しております。田圃を1枚にするということで、高さ的にはほとんど上下30cm弱ぐらいな高さでの関係で、盛り土等については土砂等安全に工事されるように思います。国道に接している側溝も排水も300の現場打ちのコンクリ、そこに3mの私道が通っていますけども、その■■■■へ向けて道路側溝が同じく300の側溝がついていますので排水についても別に支障はないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の6件目と7件目は現地確認委員無しで、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは3ページの6件目と7件目を合わせて説明させていただきます。この案件につきましては、今回、総会資料と一緒にお配りしております資料1をちょっとご覧いただければと思うんですが、実はこの後、5条の申請がありまして、その中で、営農型の太陽光発電の申請がございます。今の資料1に書いてあります内容ですね、国の方から通達が来ております。内容につきましては、営農型太陽光を設置する際に、設置者と営農者が違う場合には、5条の許可を取ると同時に3条で地上権設定等行いなさい、というふうな内容となっております。それに基づき、第3条での地上権設定ということで、この度、申請が出されておるものでございます。(議案集により朗読説明。)地上権設定ということですので、要するに農地として物を栽培される訳なんですけど、その上に太陽光パネルを設置することについての権利を取得するというので、ご理解いただければと思います。事務局からの説明は以上となります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 はい、5番委員さん。

5番 5番安井です。今の説明は何ですかね、ソーラーパネルを設置して同時にものを栽培するということですか。

事務局 はいそういうことになります。

5番 隙間を開けてあれですか。何を作るんですか。

事務局 すみません。具体的な作物等の説明については、また5条の申請の際に、改めてお知らせはするんですけど、櫛を栽培される予定になっております。太陽光パネルの下で。それで今回のその3条の案件でいうと今の通達にあったように、5条の申請と共に、これを取っておきなさいということになっておりますので、それで出されたような内容となっております。

議長 よろしいですか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番菰田です。営農されるということで、これはまあいいんですが、背が高いような太陽光ですよ。周りの影響というのは、今回こういうの初めての訳ですから、世羅町で。影響といいますか、今後どうしていくかというのは地域的にはご存じなんでしょうか。

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 はい、今のパネルの設置についても、高さは約3mを予定されております。また、5条の方でも説明するんですが、5条の方はですね、パネルを設置する支柱、杭というか、パネルが乗る台の支柱の部分の一部転用という内容になります。認定農業者の方等でしたら10年間設定ができるんですが、それ以外の方になるので3年間という設定の縛りがあるって、今回申請されとる訳なんです。パネルの下にある程度空間があって、その下で今回、櫛を植えられるというような計画で内容が出されております。それである程度周りの農地には、影等が行かないような配慮も、ある程度はされておるといふふうに、パネルの配置等を見たらそんな感じになっております。その辺につきましては、また、5条の時に現地調査、現地確認もして頂いておりますので、その辺は報告頂けるのではないかとお思います、その時にまたお願いします。

議長 よろしいですか。それでは5条で詳しく。

事務局 すみません。続いていいですか。

議長 はい。

事務局 そうゆうことですので、5条で許可が下りないとこの3条の方もここで許可が妥当となっても、一緒にダメになるということをご理解頂ければと思います。よろしくお願いたします。

議長 はい、他に質疑ありませんか。

議長 質疑がないので、次の件の報告をして頂く推進委員さんの入室をお願いします。  
(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは4ページをお開きください。8件目になります。(議案集により朗読説明。)現在、この田圃の3筆の内、畑として利用されている上から2番目、3番目、4番目につきましては、現在、利用権設定をされて■■■さんが耕作中となっております。事務局からの説明は以上です。

議長 はい、8件目について神尾委員さんより報告をお願いします。

神尾委員 はい、失礼します。10月17日(土)3時30分頃、現地調査委員、綿谷委員、中村委員そして神尾3名で現地確認を行いました。申請地については、一部ネギが作付けされておりますが、それ以外も作付けの準備をされておりました。その他、特に問題の点はありません。以上確認したことを報告いたします。よろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。



議長 はい、それでは質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 はい、それでは、採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして、取り扱います。

(議案第 60 号)

議長 続きまして議案第 60 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」2 件 3 筆を議題といたします。

(議案第 54 号農地法第 4 条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■■	畑 2 筆 58 m <sup>2</sup>	墓地及び進入路	堀田・是竹・茶谷	現 畑 第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■	畑 1 筆 59 m <sup>2</sup>	●広島県農業会議「意見聴取案件」 墓地	神尾・綿谷・中村	現 畑 第 1 種農地 農用地区域外

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 41 ページをお開きください。議案第 60 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。1 件目(議案集により朗読説明。)

議長 はい、続いて、現地調査をして頂きました、推進委員の報告を案件ごとに受けたいと思います。1 件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、失礼いたします。今、事務局から説明がございました、申請者は■■■■■  
■■■■■さんでございます。申請地は、同地の■■■■■と■■■■■  
■、自宅の裏側で墓地に供されるものでございます。■■■■■が 29 m<sup>2</sup>の墓地、  
■■■■■が進入路で 29 m<sup>2</sup>となっております。現状は畑でございます。転用目的は今申した通り、墓地及び進入路です。令和 2 年 10 月 18 日午前 8 時 30 分過ぎに、是竹委員・茶谷委員、別件の調査と同行のため、湯川委員、私、堀田委員により、現地調査を実施いたしました。申請地は町道を 30 cm 程度掘り下げ、盛り土を 50 cm 行って地盤整備を行う計画でございます。本件の工事によりまして、土砂の流失、崩壊等の恐れはないので、土砂流出等の措置は講じない予定でございます。周辺農地の日照や通風については、特に影響はございません。用水は必要といたしません。雨水につきましては自然流下でございます。転用面積 58 m<sup>2</sup>で周辺農地への影響はないと認めます。なお、汚水は発生いたしません。申請地は、申請者の自宅の裏側に位置し、墓地の裏側は■■■■■  
■の参道の崖であります。前は町道を挟んで竹藪があるし、北側はカーブで連家との 100m 距離がありますし、なお、墓地埋葬法の手続き中でございます。以上、現地確認の状況についてご報告申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは2件目になります。(議案集により朗読説明。)丸付き数字でございますのでこの件は広島県農業会議への意見聴取案件となります。以上です。

議長 はい、2件目について神尾委員さんより報告をお願いします。

神尾委員 はい、10月17日8時30分頃、現地調査委員の綿谷委員、中村委員3人で現地確認を行いました。申請地を約50cm盛り土されるようです。土砂の流失工事は、ブロック積みで擁壁を設けモルタル吹付で法面保護をする予定のようです。周辺農地の日照や通風については特に影響はありません。用水は必要とせず、雨水は水路に放流し、汚水は発生しません。以上確認した事を報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 それでは、採決をとります。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第61号)

議長 続きまして議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」6件11筆を議題とします。

(議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■	■■■■■	田3筆 1,765㎡	資材置き場	湯川・茶谷・是竹	第2種農地 農用地区域外
■■■■■	■■■■■	田3筆 1,886㎡	太陽光発電設備	真野・鍛冶谷・梅田	第2種農地 農用地区域外
■■■■■	■■■■■	田1筆 702㎡	資材置き場	真野・鍛冶谷・梅田	第2種農地 農用地区域外
■■■■■	■■■■■	田1筆 1,987㎡	●広島県農業会議「意見聴取案件」 太陽光発電設備 (支柱部分の一時転用)	中村・神尾・綿谷	第1種農地 農用地区域
■■■■■	■■■■■	田2筆 2,627㎡	●広島県農業会議「意見聴取案件」	中村・神尾・綿谷	第1種農地



れる排水の200が■■■■の方へ流れるように側溝がついています。高さ的には段差が低くて、そのままの形状で太陽光を設置されるということで、太陽光の高さが1.7m位だったと思うんですけど、日照や通風に関しては別に支障はないと見受けられます。雨水についても、U字工等の水路で支障はないと思います。以上です。

真野委員 3件目の■■■■さんから■■■■さんの方ということで、資材置き場の位置ですが、さきほど3条でもありましたが■■■■の事務所の前です。これに関しては、事務所の前に今現在、■■■■さんの資材置き場と倉庫が隣接しております。その設置しているところを、田圃を更に拡張して資材置き場にするという訳です。これも高さ的には支障がありません。これと資材置き場ということで、整地をされると思いますけども、土砂等の流失も無いかというふうに思います。国道・県道については、3条でもお話ししましたように水路等はきちんと付いてますので、放流等には異常はないと思われます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑が無いので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の方の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集60ページをお開きください。4件目と5件目を合わせて、6件目迄合わせて説明をさせていただきます。(議案集により朗読説明。)(4,5件目について)支柱72本を3年間の一時転用。パネル下で作付けされる作物は、どちらも榊を計画されております。作付け計画等につきましては、添付の資料にある89ページからございます、営農計画と、それから営農への影響の見込み書ということで添付しておる通りでございます。一応、作付けで榊の方植えられて、挿し木等しながら増やしたり、出荷したりということを計画をされているような内容となっております。続いて6件目(議案集により朗読説明。)以上となります。

議長 はい。事務局。

事務局 すみません。④と⑤は丸付き数字ということで、こちらも広島県農業会議への意見聴取案件となっております事を申し添えます。以上となります。

議長 それでは、4件目から6件目について神尾委員よりご報告をお願いします。

神尾委員 はい、報告します。4件目と5件目を合わせて報告してよろしいでしょうか。

議長 はい。

神尾委員 はい、それでは報告いたします。10月17日(土)午前8時頃、現地調査委員中村委員、綿谷委員、神尾3名で行いました。申請地は、現状のまま利用し、造成、整地をしないということ。また、土砂の流出防止措置も特にしないということ、周辺農地の特に日照については、影響はないと思われます。通風につ

いても影響ないと思われます。用水は必要としなく、雨水は水路へ放流し、汚水は発生しません。以上2件について確認したことを報告します。それからもう1件ですが、10月17日(土)8時30分頃、現地調査委員同じく、綿谷委員、中村委員、神尾と3名で現地確認を行いました。申請地は田の為、約1m盛り土をします。土砂の流失防止として、芝はりにより、法面保護をする予定であります。周辺農地の日照や通風については特に影響は出ないと思います。用水、汚水生活排水は発生しません。雨水は水路へ放流します。以上確認したことを報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 はい、5番委員さん。

5番 5番の安井です。それぞれに申請者が同じなのに事業者が違うのは何か理由があるのですか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、こちらの方がですね、国の方のFIT法によりますその届出をされております申請者が、XXXXXXXXXXさん個人の名前と、XXXXXXXXXXの名義でそれぞれその地番で申請されとるということでありまして、そういう形で申請が出されとるということでありまして、同じと言いますか、一応、法人と個人で違いますので。

5番 この法人は農業法人で、農業ができる法人ということになるんですか。

事務局 よろしいですか。

議長 どうぞ。

事務局 この度のこの申請につきましては、この一時転用、太陽光発電をされるのがXXXXXXXXXXさんとXXXXXXXXXXさんで、3条の時にも若干説明したと思うんですが、下の下部で営農されるのは、XXXXXXXXXXさん。所有者の方がされるという計画になっております。別々の方、上の太陽光は別の方、下は所有者の方が耕作されるというような内容となっております。よろしいですか。以上です。

議長 よろしいですか。

議長 5番委員さん。

5番 作物的には、パネルがずっとひいてあっても大丈夫なもんなんですか。

事務局 よろしいですか。

議長 はい事務局。

事務局 この度の申請に合わせてですね、あの、櫛を栽培するということで、色々な資料を付けて頂いたんですが、全国的にも前例があるんですけど、太陽光パネルの下が日陰になると、櫛がですね、日陰の所がどちらかというところよく成長するというか、あまり直射日光が当たるところよりは、ある程度日陰があった方がよいというような作物らしいので、そのところを利用して、されるということで内容的にも問題ないのかなということで事務局の方で判断したところであります。

5番 はい、分かりました。有難うございました。

議長 はい、他には、はい10番委員さん。  
 10番 はい、10番菰田です。日照とか影響ないということなんですけど背の高い、今までにない太陽光だと思うんですね、隣地は知られているんかと、見たら周りは全部■■■■さんなんですね、なので内部的なことでは問題はないとは思いますが。その辺のことを推進委員さんにちょっと確認したい。

神尾委員 そのようにわたしら3人とも理解しとるんですけど、確認までは取れておりません。多分間違いない。

議長 よろしいですか。

議長 他にはございませんか。

議長 よろしいですか。

議長 はい、質疑はないようなので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 それでは、採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱いをいたします。

(議案第62号)

議長 続きまして、議案第62号非農地証明申請について、2件2筆を議題といたします。

申請人	当該農地	地目地籍	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■	■■■■ ■■■■	田1筆 199㎡ (現況法面)	H2年頃	地目変更	黒木啓・勝見・藤高
■■■■	■■■■ ■■■■	畑1筆 454㎡ (現況山林)	H2年頃	地目変更	行吉・勝見・黒木啓

議長 報告をして頂く推進委員さんの入室を求めます。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集112ページをお開きください。議案第62号非農地証明申請についてです。(議案集により朗読説明。)事務局からは以上です。

議長 はい、続いて現地調査をして頂きました推進委員の報告を受けたいと思います。1件目について、黒木啓之委員より報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、失礼します。10月24日(土)16時より、勝見委員、藤高委員と現地確認を行っております。平成2年頃ですから、約30年位前に行われた道路改良の時に写真にあるような法面の段のような状態で、今日まで至っております。農地への復旧は不可能だと思いますのでこのまま非農地証明で問題はないと判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありますか。

議長 ありませんか。はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室を求めます。 (推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは2件目の案件について説明をさせていただきます。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、2件目について、行先委員さんより報告をお願いします。

行先委員 推進委員の行先が、XXXXXXXXXXさんの件で報告いたします。10月25日9時より、黒木委員、勝見委員3名で現地確認を行いました。場所はですね、地図をご覧ください。XXXXXXXXXXからXXXXXXXXXXの方へ行きまして、XXXXXXXXXXの手前を右に100mぐらい入って、また50mぐらい右に圃場整備した道を上がって、右側の谷のようなところですよ。現況はですね、平成2年頃からもう荒廃しとるということでもう30年なるんですかね。大木が自生してからもう仕方ないのかなというような感じです。写真はですね、118ページですか、現況はこうゆうような状態でもう大木が自生しとるような状況でございます。3人の意見としては、まあ仕方ないのかなということでした。審議のほどを宜しく願います。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。意見、質疑はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 それでは、採決をとります。申請どおり証明するものとして取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第63号)

議長 続きまして、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。この議案は世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは別冊議案第63号、農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について説明いたします。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸・借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明、議案書より移記。)

甲山地区	1筆	581㎡	世羅地区	4筆	3,110㎡
------	----	------	------	----	--------

合計	5筆	3,691㎡	(田)	5筆	3,691㎡
----	----	--------	-----	----	--------

全てが新規設定となっています。地目別は全て田となっておりますが、畑として野菜作りに利用されます。世羅地区の立石さんですが、新規就農の方で平成29年から4年目となります。トマトや白菜などを作られる予定です。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。





か。

(連絡事項)

議長 はい、それでは、連絡事項 1 今後の日程について、事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは議案集 125 ページをご覧ください。今後の日程について説明します。(議案集により朗読説明)

(連絡事項 1 今後の日程について内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
11月4日	農業相談	大田自治センター	上野委員・荻田委員	9:30
11月5日	令和2年度農業委員・農地 利用最適化推進委員プロ ック研修会	尾道市 しまなみ交流館	各委員	13:00
11月10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館	役員全員	9:30
11月25日	第11回世羅町農業委員会総会	世羅町役場南館	委員全員	13:30

以上です。

議長 はい、その他で事務局から何かありますか。

事務局 失礼します。それでは資料別冊、資料2ご確認ください。農地の利用権設定(農地の賃借)期間終了への対応についてです。これは最適化推進委員さんへの依頼の文書となりますが、1ページにありますように、農地の利用権設定(農地の賃借)期間終了の方への対応について10月26日本日付で発送をします。毎年この時期に推進委員さんに依頼しているものになります。(資料について説明)対象の筆数は約600筆、貸主が約200件、借主の耕作者が約150件となります。農業委員さんに対しましても、相談等があらうかと思しますので、参考に報告させて頂きました。事務局から以上です。

議長 はい、委員の方からなにか連絡することがあるでしょうか。

議長 はい10番。

10番 はい、10番荻田です。今の利用権設定ですけど、何年まで設定ができるのでしょうか。

事務局 期間に限りはないですが、今一番長い方で20年くらい設定されている方がいらっしゃいます。ただ、賃借料等が20年先は分からないので、だいたい長くて10年、毎年見直しすると言われる方も、1年とか3年とか、その方の都合で設定されております。

10番 中間管理機構についてはどうですか。

事務局 中間管理機構は最低10年からとなっております。

10番 上にキリはありますか。

事務局 ないです。

議長 はい、他にございませんですか。

議長 はい、9番。

9番 9番鈴木です。いま、荻田さんが言われた関連で、賃借料無しですと永年というのはあり得るんですか。

事務局 永年ということも出来なくはないんですけども、この基盤法を使っての利用権設定というのは、期限を設けて設定をする制度になっております。設定をしたら確実に、所有者の元へ農地が戻るということになりますので、こういう制度が出来ております。永年小作にされると耕作者の方の権利が、ずっと引継いで所有者の元へ農地が戻らなくなる恐れがあることから農地の貸し借りが進まないということで、この農地法でなく基盤法で農地の貸し借りをしましょうという制度が始まっております。基盤法で永年という形の申請は、受付が出来ません。

9番委員 20年なら20年、50年なら50年でとにかく、区切れということですね。  
事務局 そうということです。

9番 その間に、土地を売りたいとかいうような場合は、双方の話し合いは当然でしょうけど、権利発生というか、そういう関係はどうなるのでしょうか。地主が、所有者が強いのか、小作をする方が強いのか。

事務局 どちらかという、耕作者の方が。何年間という計画を立てて借りられているので、小作者の方の意見をしっかり聞いてお互いが納得して解約をして頂くということになるかと思います。耕作者の方が計画を持って作られているので、そちらの方を尊重して頂ければと思います。

9番 はい、分かりました。

議長 他にはございますでしょうか。

議長 はい、11番。

11番 11番岡田です。この利用権設定をして、耕作地の管理をきちんとしてもらうというのが、条件として当然だと思って貸す方はお願いしますよね。途中で、畔が崩れたとか、きちんと耕作してないとか、苦情が過去何度か出たりしてますけど、ああいう時の調整とかは、農業委員がするもんなんですか、事務局なんでしょうか。

事務局 ちょっといいですか。

議長 はい、事務局。

事務局 今の崩れたとかどうこうということに関して言いますと、基本的に貸し借りでいうと、基本的には貸主の方、所有者の方が、直すことについては権限があるというか責任があるというのが基本的です。アパートの経営と考えて頂いたら、大家さんが建物の方、修理とかするじゃないですか、で、勿論、その借りとってん方が中を荒らしたら、それはその方が直しますよというのがありますので、例えば、営農上の不具合で壊された場合は、それは使われとる方が直すべきだと思います。ただ、天災とかなると、所有者の方が直すというのが基本なんです。ただ、そこはあくまで最初の契約を結ぶ際に双方でどういうふうな形の中身にするかというのは、事前に話し合いをしておいて頂くべき事ではなのかなと思っております。一応、利用権申請の注意書きの裏の方にもですね、書いてあるんですけど、今回の資料の11ページのところにもあります。修繕及び改良についてということになっておりますが、貸主・借主の中でいうと、借りとる方の帰すべき事由によらないで生じた損耗について、自らの費用

と責任において当該目的物を修繕するとあります。甲はとなっておりますので、これは所有者の方が対応するというふうな内容。で、乙の方は甲の同意を得てその改良を行うことも出来ますよ。その改良する費用については、軽微な場合は、甲の同意を要しないとこういう場合もあります。簡単な修繕だったら自分でしますよという、直す時には所有者の同意は求めなくてもいいですよという内容。大きいものについては、どうしても話をしていけないといけんですが、だいたい、こないだの30年の大雨災害の時に各地区で同じような話がやっぱりありまして、所有者の方と耕作者の方の中でどちら側が持つんかということでトラブルになって、解約になったとかいうのもやっぱりありました。ということでご理解頂ければと。よろしいですか。基本的には、利用権設定をする時にそこまで話をされとくべきだと思います。よろしくお願いいたします。

議長 はい、他にございますでしょうか。

議長 ないようですので、これを持ちまして第10回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは1番委員さんから7番委員さんをお願いいたします。

(閉会)

15時00分